

川越市教育委員会第 1 4 回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和 7 年 2 月 1 2 日 午後 2 時
- 3 閉 会 令和 7 年 2 月 1 2 日 午後 4 時 3 0 分
- 4 教育長並びに出席した委員
新保正俊 長谷川均 飯島希 岡本紘子
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長 新保正俊
- 7 説明のため出席した者

(教育総務部)

- ・ 部長 佐藤喜幸 ・ 副部長兼教育総務課長 佐藤利貞
- ・ 教育財務課長 水村将晃 ・ 地域教育支援課長 吉野泰弘
- ・ 文化財保護課長 齊木隆 ・ 参事兼中央公民館長 小熊政彦
- ・ 中央図書館長 羽生田奈々絵 ・ 参事兼博物館長 中里良明

(学校教育部)

- ・ 部長 岡島一恵 ・ 副部長兼学校管理課長 西貝俊哉
- ・ 参事兼教育指導課長 早川美彦 ・ 学校給食課長 宮沢茂
- ・ 参事兼教育センター所長 嘉手川満
- ・ 市立川越高等学校事務長 松本秀規
- ・ 学校管理課副参事 川鍋寛

(文化スポーツ部)

- ・ 部長 宮寄有子 ・ 副部長兼文化芸術振興課長 奥富和也
- ・ スポーツ振興課長 鍛冶良知

8 前回会議録の承認

令和 6 年度第 1 3 回定例会会議録を承認した。

9 議題及び議事の概要

○議案第 3 8 号 令和 7 年度学校教職員管理職人事について

(非公開)

○議案第 39 号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

○議案第 40 号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

○議案第 41 号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

(副部長兼教育総務課長)

令和 7 年 2 月 3 日から、電子決裁などに対応する文書管理システムが導入されたことに伴い、公印並びに文書の専決及び代決の取り扱いに変更が生じたため、関係する規則等の一部を改正しようとするものである。

議案第 39 号から第 41 号までについて、本来であれば、川越市教育委員会事務委任規則第 2 条第 9 号の規定により、教育委員会の議決が必要であるが、当該規則等の改正施行日である令和 7 年 2 月 3 日までの期間が短く急を要し、教育委員会会議を招集するいとまがなかったことから、教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理し対応したところである。同規則第 4 条の規定により教育長が臨時に代理したものを、同規則第 5 条の規定に基づき教育委員会の承認を求めようとするものである。

議案第 39 号については、文書管理システムの導入に伴う規定の整備等をするため、川越市教育委員会公印規則の一部を改正しようとするものである。制定改廃の概要については、文書管理システムによる公印の使用手続を可能にするための規定の整備をしようとするものである。効果については、今回の改正により、公印事務の適正な執行を図ることができる。施行日については令和 7 年 2 月 3 日としたものである。

議案第 40 号については、文書管理システムの導入に伴う規定の整備等をするため、川越市教育委員会事務局処務規程の一部を改正しようとするものである。制定改廃の概要については、文書管理システムによる専決及び代決の手続を可能にするための規定の整備をしようとするものである。効果については、今回の改正により、適正な事務の執行を図

ることができる。施行日については令和 7 年 2 月 3 日としたものである。

議案第 4 1 号については、文書管理システムの導入に伴う規定の整備等をするため、川越市立高等学校管理規則の一部を改正しようとするものである。制定改廃の概要については、文書管理システムによる専決の手續を可能にするための規定の整備をしようとするものである。効果については、今回の改正により、適正な事務の執行を図ることができる。施行日については令和 7 年 2 月 3 日としたものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

○議案第 4 2 号 川越市立高等学校通則の一部を改正する規則を定めることについて

(副部長兼学校管理課長)

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則が公布されたことにより、本市通則にて在学保証書及び誓約書の様式について、川越市立高等学校通則の一部を改正しようとするものである。

制定改廃の概要については、在学保証書及び誓約書の様式にある保証人を、民法に規定される保証契約上の保証人ではないことを明らかにするもの、また、学校が保証人に求める身上に係る役割を具体的に記載するための規定の整備をしようとするものである。

効果については、在学保証書及び誓約書の様式の提出に係る適正な事務の執行を図ることができる。施行日については、公布の日からとしようとするものである。

(委 員)

従来の様式と具体的に何が変わるか伺いたい。

(学校管理課副参事)

民法第 4 4 6 条第 1 項に規定される保証契約上の保証人ではないということを明記し、授業料等の支払いなど金銭保証を求めないことをわかりやすくしたものである。また、身上に係る役割を具体的に記載するものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

○議案第４３号 川越市立中学校教師用指導書等の取得について
(非公開)

○議案第４４号 令和６年度一般会計補正予算(教育委員会所管分)について
(非公開)

○議案第４５号 川越市文化財保護審議会委員を委嘱することについて
(非公開)

○議案第４６号 川越氷川祭の山車行事山車等修理検討委員会委員を委嘱することについて
(非公開)

１０ 報告事項

(1) 次期川越市教育振興基本計画策定に係るアンケート調査の実施結果について
(副部長兼教育総務課長)

本アンケートは、次期川越市教育振興基本計画策定にあたっての基礎資料とすることを主な目的に、児童生徒の保護者、学校長、教員、市民及び小・中学校、市立高等学校、市立特別支援学校の児童生徒を対象に教育に関する意識やニーズを調査したものである。

調査期間は令和６年９月３０日から令和６年１０月２３日までとし、回収状況は資料に記載のとおりである。

アンケート調査の結果については、報告書案に沿ったものとなると想定しているが、今後対象者間の比較や過去の調査との比較などを行い、分析したものを加えてまとめていくような準備を進めている。

(委員)

アンケート結果の反映が大事だと思うが、今後の進め方を伺いたい。

(副部長兼教育総務課長)

アンケート調査の結果については、次期教育振興基本計画の課題のありだしに活用したいと考えている。この調査結果をもとに、まずは教育委員会事務局内で議論をし、教育委員や来年度以降に設置する審議会に資料を示しながら、具体的な施策体系を定めていきたいと考えている。

(委 員)

審議会の答申を得た後の進め方を伺いたい。

(副部長兼教育総務課長)

事務局で素案を整理して、審議会で審議していただき、その結果を教育委員会に報告する、といったサイクルの中で、最後は審議会において答申という形でまとめていただく予定である。そして、改めて教育委員会として審議した上で、成案としてまとめていきたいと考えている。

(委 員)

アンケートの対象である市民はどのように選定したか伺いたい。

(副部長兼教育総務課長)

地域に偏りがないように補正をかけながら無作為で選定したところである。

(2) 令和 7 年度教育行政方針と主要な施策について

(非公開)

(3) 史跡河越館跡保存活用計画（案）について

(文化財保護課長)

史跡河越館跡の整備について、河越館跡はこれまで、昭和 61 年 3 月の史跡河越館跡保存管理計画の策定以来、平成 13 年 3 月策定の史跡河越館跡整備基本計画、平成 18 年 3 月策定の史跡河越館跡基本設計と史跡の保存・整備の検討を段階的に進め、河越氏が活躍した時代を整備の中心として、上戸小学校に隣接した史跡の一部で第 1 期整備工事を実施したところである。このたびの保存活用計画は、第 1 期整備基本計画の

方針を受け継ぎつつ、新たな視点や方法で河越館跡の保存と活用を再検討し、今後の整備につなげていくものである。

史跡河越館跡保存活用計画については、史跡河越館跡を将来にわたって適切に保存し継承しながら活用していくための基本的な方向性を示したものであり、附属機関である川越市河越館跡整備検討委員会における審議を経て作成している。

本計画の策定にあたっては、保存と活用は互いに効果を及ぼし合いながら、文化財の継承につなげるべきもので、単純な二項対立ではなく、保存に悪影響を及ぼすような活用があってはならず、一方で、適切な活用により文化財の大切さを多くの人々に伝え、理解を促進していくことが不可欠であるなど、文化財の保存と活用は共に、次世代への継承という目的を達成するために必要なものであるということに留意している。そのうえで計画の大綱については、「かわごえ」地名ゆかりの地である河越館跡とその本質的価値を守り伝え、そのために適切な保存管理を行うとともに、地域社会や関連する様々な地域の文化遺産と連携した積極的な活用計画を継続的に実施し、河越館跡の魅力を広く全国へ発信すると定めている。

計画期間については、令和7年度から令和21年度の15年間となっているが、本市の情勢や史跡整備に関する技術の進歩等を鑑み、概ね3年ごとに計画の修正を行っていきたいと考えている。

本計画策定後については、第2期整備に向けた具体的な整備内容について、段階的に進めていきたいと考えている。

河越館跡の価値と重要性については、①「かわごえ」ゆかりの地、②中世前期における在地領主の館跡、③水陸交通の要衝、④館跡の変遷と都市的な空間の継承の4点を保存活用計画の根幹となる、史跡の守り伝えるべき本質的価値と位置付けている。

史跡河越館跡の保存管理として、整備を行う範囲、現状維持とする範囲など、用途に応じた範囲分けを行い、それぞれの取扱方針と管理基準を定めている。

史跡河越館跡の運営体制として、文化庁や埼玉県教育委員会、庁内関係機関や史跡内に残る常楽寺と密接な連携を図るとともに、将来的にワークショップ等を通じて地域住民・民間団体から意見をいただきたいと考えている。

史跡河越館跡の整備については、先端のデジタル技術等を活用しつつ、発掘調査で検出された道路および道路沿いの塀や生垣で囲まれた空間などをわかりやすく整備したいと考えている。

史跡河越館跡の活用については、住宅地の中に広がった緑豊かな広場空間という特性を活かし、鎧着用体験や喫茶体験、民俗芸能の披露等、様々な活用事業を実施する。特に史跡内に河越館で使われた道を復元し、隣接する上戸小学校児童が通学路や持久走大会のコースとして活用することで、学校生活において史跡を体感することができ、郷土の歴史への関心を育み、また、市内の小・中学校へ史跡の魅力を伝える出前授業を実施するなど、学校教育との連携を推進していきたいと考えている。さらに、市内の文化財等を含めた周遊ルートの設定や史跡を有する自治体間連携・交流事業を進めていきたいと考えている。

（委員）

短期計画と中長期計画を合わせて15年とした根拠を伺いたい。

（文化財保護課長）

第2期整備基本計画、第2期整備基本設計、第2期整備実施設計と進んでいくが、令和9年度の整備基本計画については、庁内での調整が必要となり、時間等も要することから記載のと通りの年数としているところである。

（委員）

計画の途中で予算が付かなかった場合のリスクをどのように考えているか伺いたい。

（文化財保護課長）

本市の財政状況は厳しいところではあるが、保存活用計画の作成により文化庁からの予算措置も考えられるところである。

(委 員)

活用についての考えを伺いたい。

(教育総務部長)

新市長から民間の活用についても十分検討していくよう指示が出ているので、新たな視点を入れながら検討を進めていきたい。

(4) 令和 6 年度包括外部監査の結果について

(副部長兼教育総務課長)

本年度監査のテーマを学校教育に関する事務執行および運営管理についてとした地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査が行われ、その監査の結果が令和 7 年 1 月に示された。

監査の対象が教育委員会とされ、学校教育部の学校管理課、教育指導課、学校給食課、教育センター、市立川越高等学校、教育総務部の教育総務課、教育財務課、地域教育支援課、中央図書館、市立博物館の 10 の部署と、小学校 2 校、中学校 2 校が監査を受けた。

令和 7 年 1 月に示された監査の結果は、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、規則や規程等に違反しているか、あるいは著しく適切さを欠くものと判断された結果が合計で 30 件、組織および運営の合理化の観点から改善が望まれるとする監査の結果に添える意見が 91 件であった。

監査の結果の概要は資料のとおりであるが、監査で指摘を受けた事項について、既に対応済みのものもあるが、教育長及び両部長の指示のもと、改善に向けた取り組みを進めているところである。

(委 員)

改善の結果は教育委員会に報告されるのか伺いたい。

(教育総務部長)

指摘を受けた事項についての改善等の結果は、これから行政改革推進課に回答する。その時点で、教育委員会に報告できるようにしたい。

(委 員)

監査の目的について伺いたい。

(副部長兼教育総務課長)

地方自治法第2条第14項に規定されている最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとする観点に基づいて、行政運営の経済性、効率性及び有効性について確認することを目的に実施するものである。

(委員)

小・中学校において、薬品の管理と金銭の管理について指摘を受けているが、適正に管理するよう調査・指導をきちんとしてもらいたい。

(副部長兼学校管理課長)

これまでも教育委員会では、年度当初訪問や指導訪問の際に、確認・指導をしているところであるが、学校で徹底されてないという状況のため、今後、工夫をしながら指導を行いたいと考えている。

(5) 中学校部活動の地域連携・地域移行の進捗状況について

(参事兼教育指導課長)

教育指導課では、本市の学校部活動の地域連携・地域移行推進の指針となる川越市立中学校における部活動地域連携・地域移行推進計画の策定に向け、現在関係各課と最終調整を行っているところである。今後、方針決裁を取り、3月の定例校長会に示した後、ホームページ等で周知する予定である。なお、この当該計画については、川越市地域クラブ活動連絡調整会議においても、情報提供等を行う予定である。

また、現在、市立中学校10校に15名配置している、部活動指導員に関して、指導者のさらなる確保に向け、人材バンクを設置し、市立中学校の求めに応じて指導者を紹介するマッチング機能としての役割を果たせるよう進めているところである。

さらに、部活動指導員の他に、顧問と連携し、部活動における指導の補助を行う部活動支援員の配置についても、来年度に予算を計上し、進めているところである。

(副部長兼文化芸術振興課長)

地域クラブ活動実証事業については、今後、中学校の部活動を地域クラブ活動に移行することを見据え、文化スポーツ部と教育委員会との連携に加え、市内にある地域クラブ、大学とも連携し、実証事業を実施することを目的とするものである。

令和6年度の実証事業について、スポーツ系活動では、バスケットボールと陸上競技において、令和6年12月から実施しているところである。文化系の活動では、吹奏楽において、東邦音楽大学と連携し令和7年2月から東中学校で実施する予定である。

令和7年度の取組案について、今回実施する実証事業の結果を踏まえ、実証事業を拡充して実施していきたいと考えている。令和7年度実証事業予算案として、文化スポーツ部全体で305万2,000円を計上しているところであり、財源の一部については、学校部活動地域連携・地域移行推進基金を活用することとしている。

(委員)

地域移行の課題について伺いたい。

(参事兼教育指導課長)

地域移行に関しては、さまざまな方と意見交換の場を設けてきたが、1つ目の課題として、川越市として目指す地域移行の最終的な姿が確立できておらず、適切に周知等ができていないことが挙げられる。今後推進計画を策定し、広く周知を図っていきたいと考えている。

2つ目の課題として、指導者の確保が挙げられる。この課題については、人材バンク等を設置し、今後拡充に向けて進めていきたいと考えている。

3つ目の課題として、活動場所等の確保が挙げられる。この課題については、推進計画の策定にも関わる部分ではあるが、既存の部活動を中心とした移行ができるような姿を最終的な形として考えている。

(副部長兼文化芸術振興課長)

同様のことはあるが、川越市としての方針が決定されていないことが

挙げられる。この課題については、連絡調整会議で現場の声を聞く機会もあるため、今年度中に方針を決定して周知していきたいと考えている。

(委 員)

関係各課とは具体的にどこを指すのか伺いたい。

(参事兼教育指導課長)

今回の地域移行は、教育委員会だけでなく、市全体で取り組んでいく、大きな課題だと考えている。庁内の関係課はもちろん、学校、地域のスポーツ関係、文化関係の各種団体とも連携を深めていきたいと考えている。

(委 員)

推進計画の策定の目的は、地域移行で終わるわけではなく、スポーツや文化芸術を社会スポーツ、社会文化芸術としていくことだと思うがどうか。

(参事兼教育指導課長)

地域連携、地域移行の一番の目標は子どもたちが活動する場所を確保し、文化芸術、スポーツに関われる環境を維持していくことだと考える。社会スポーツ化、社会文化芸術化についても加味しながら、推進計画の最終的な姿を示していきたいと考えている。

(副部長兼文化芸術振興課長)

子どもを地域全体でどのように受け入れていくかが最終的には必要となると考えている。

(委 員)

地域移行の出発点は教員の働き方改革によるものか伺いたい。

(参事兼教育指導課長)

教員の働き方改革も背景としてはあるが、一番は子どもの少子化による学校規模の縮小、それに伴う子どもの活動する場所の減少への対応であると考えている。

1 1 その他

- (1) 議事に先立ち、議案第 3 8 号、議案第 4 5 号、議案第 4 6 号は性質上公開になじまない事務事業に関する情報にあたり、議案第 4 3 号、議案第 4 4 号、報告事項(2)は意思決定過程における情報あたることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取り扱うこととした。
- (2) 報告事項(4)及び(5)を報告事項に追加することについて、また議案第 3 8 号は審議順を変更し「その他」終了後に、報告事項(5)は「議事」に入る前に報告することについて、全出席委員が承認し日程を変更することになった。
- (3) 議案第 4 2 号の関係者として学校管理課副参事の出席並びに報告事項(5)の関係者として文化スポーツ部長、文化芸術振興課長及びスポーツ振興課長の出席について、各委員が承認し出席が認められた。
- (4) 会議録の署名委員として長谷川教育長職務代理者、飯島委員が指名された。
- (5) 次回教育委員会は、令和 7 年 3 月 2 4 日（月）午後 2 時 3 0 分開会に決定した。